

幼保連携型認定こども園教育・保育要領等の策定及び改訂の経緯

現行の幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下「教育・保育要領」という。）は、平成26年4月に策定（告示）され、平成27年4月に施行された。

教育・保育要領は「子ども・子育て支援新制度」の一環として創設された幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容を策定したものである。

また、その他の認定こども園においても、教育・保育要領を踏まえることとされている。

教育・保育要領は、質の高い教育及び保育を提供する観点から、全ての認定こども園にとって大きな意義を有している。

時 期	幼保連携型認定こども園 教育・保育要領	幼稚園教育要領	保育所保育指針
昭和31年2月		幼稚園教育要領編集	
昭和39年3月		改訂幼稚園教育要領（告示）	
昭和39年4月		改訂幼稚園教育要領（施行）	
昭和40年8月			保育所保育指針策定（施行）
平成元年3月		改訂幼稚園教育要領（告示）	
平成2年3月			第1次改定（通知）
平成2年4月		改訂幼稚園教育要領（施行）	第1次改定（施行）
平成10年12月		改訂幼稚園教育要領（告示）	
平成11年10月			第2次改定（通知）
平成12年4月		改訂幼稚園教育要領（施行）	第2次改定（施行）
平成20年3月		改訂幼稚園教育要領（告示）	第3次改定（告示）
平成21年4月		改訂幼稚園教育要領（施行）	第3次改定（施行）
平成26年4月	幼保連携型認定こども園 教育・保育要領（告示）		
平成27年4月	幼保連携型認定こども園 教育・保育要領（施行）		

幼保連携型認定こども園の教育・保育要領について

教育及び保育の基本及び目標

- ・ 乳幼児期における教育及び保育は、人格形成の基礎を培う重要なものであり、その特性等を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。
- ・ 園における生活を通して生きる力を育成するよう努め、義務教育及びその後の教育の基礎を培うとともに、保護者とともに園児を健やかに育成するものとする。

領 域	「ねらい」及び「内容」
【健康】 健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。	各領域ごとに「ねらい」と「内容」を設定 ねらい： 生きる力の基礎となる心情、意欲、態度。幼保連携型認定こども園における生活全体を通じ、園児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連を持ちながら次第に達成に向かうもの。 内容： 「ねらい」を達成するために指導する事項。園児が環境にかかわって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものであること。
【人間関係】 他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。	
【環境】 周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持ってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。	
【言葉】 経験したことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲などを育て、言葉に対する感覚などを養う。	
【表現】 感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。	

幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

- ・ 0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育の、発達の連続性を考慮した展開。
- ・ 在園時間・入園時期・登園日数の違いなどの状況に応じた、教育・保育の内容や展開についての工夫
- ・ 満3歳未満と満3歳以上の発達の特性を踏まえた環境の構成、異年齢交流の機会を組み合わせる等の工夫
- ・ 保護者及び地域の子育て家庭の支援に当たって、保護者自らの子育て実践力を高める観点にたった実施 等

幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年告示)の構成

第1章 総則

- 第1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標
- 第2 教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成
- 第3 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項

第1 ねらい及び内容

領域「健康」 健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。

領域「人間関係」 他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人とかかわる力を養う。

領域「環境」 周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持ってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。

領域「言葉」 経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

領域「表現」 感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

第2 保育の実施上の配慮事項

乳児期の園児の保育に関する配慮事項、満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関する配慮事項 満3歳以上の園児の保育に関する配慮事項

第3章 指導計画作成に当たって配慮すべき事項

第1 一般的な配慮事項

指導計画の作成、入園から修了までの生活、体験の多様性と関連性、長期の指導計画と短期の指導計画、指導上の工夫、保育教諭等の役割、小学校以降の生活や学習の基盤の育成

第2 特に配慮すべき事項

発達過程に応じた教育及び保育、発達の連続性を考慮した教育及び保育、一日の生活のリズムへの配慮、午睡、長時間にわたる保育、障害のある園児の教育及び保育、障害のある園児と共に活動する機会、行事の指導、小学校教育との円滑な接続、家庭や地域社会との連携